

議案第五号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の制定に  
ついて

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例を制定すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定によ  
り、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年貳月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



## 第二節 給料

### 特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例

(昭和 年 月 日)  
条例 第 号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条第三項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤の者（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

一 町長

二 助役

三 収入役

四 固定資産課税員

(給与)

第二条 特別職の職員に支給する給与は、給料、期末手当及び寒冷

第五編 公務員（特別職の職員で常勤のもの）の給与及び旅費に関する条例

地手当とする。

(給料)

第三条 特別職の職員の給料月額は、別表第一のとおりとする。

(期末手当及び寒冷地手当)

第四条 特別職の職員の期末手当及び寒冷地手当の額は、給料月額に職員の給与に関する条例（昭和二十一年条例第 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

(旅費)

第五条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表第二のとおりとする。

(給与及び旅費の支給方法)

第六条 特別職の職員の給与及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十五年 月 日から施行する。  
(給与及び旅費に関する条例の施行)
- 2 是の条例は、昭和四十四年 月 日 条例第 号は、廃止する。

条例 (昭和四十四年 月 日 条例第 号)

[鳥中X]

(寒冷地手当の支給額に関する経過措置)

3

特別職の職員に支給する寒冷地手当の額は、三朝町職員の給与に関する条例

(以下「給与条例」という。)(第二十一条第二項の規定により算出するものとした場合における支給額が、基準日において当該職員の受ける給料月額に百分の二十を乗じて得た額(以下「定率額」という。)(に達しないこととなるものについては、給与条例第二十一条第二項及び三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十四年三朝町条例第二号)附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、定率額をもつて支給額とする。)

別表第 一

職名	給料月額
町長	一三八〇〇〇円
助役	一〇四〇〇〇円
収入役	九三〇〇〇円

別表第 二

職名	鉄道賃		船賃	航空賃	車賃 (▼キロにつき)	日当 (▼日に つき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につ き)
	県内	県外					県内	県外	
町長	普通旅客 運賃	普通旅客 運賃及び 特別車両 料金	普通旅客 運賃及び 特別船室 料金	現に支払 つた旅客 運賃	七円	六〇〇円	二四〇〇円	三〇〇〇円	六〇〇円
助役	普通旅客 運賃	普通旅客 運賃及び 特別車両 料金	普通旅客 運賃及び 特別船室 料金		七円	六〇〇円	二四〇〇円	三〇〇〇円	六〇〇円
収入役	普通旅客 運賃	普通旅客 運賃及び 特別車両 料金	普通旅客 運賃及び 特別船室 料金		七円	六〇〇円	二四〇〇円	三〇〇〇円	六〇〇円